

春日井市農地利用集積促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農地の利用集積を行う認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、市が農業経営改善計画を認定した農業者をいう。）や新たな認定農業者の育成を支援するとともに、農地の有効利用を図るため、予算の範囲内で、利用権（法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。）の設定を受けた認定農業者及び認定農業者に利用権を設定した農地所有者に対し奨励金を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、国等から当該農地の貸借に係る交付金等の交付を受けた者は除く。

- (1) 次条に定める利用権の設定を受けた個人の認定農業者
- (2) 前号の対象者に次条に定める利用権を設定した個人の農地所有者（農地利用集積円滑化事業の農地売買等事業により利用権を設定したものを含む。）

(対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業は、前条に定める者が行う農業経営基盤強化促進事業により当該農地について次のいずれにも該当する利用権の設定とする。

- (1) 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、法第18条第3項第2号イ及びロのいずれにも該当する者に対して行われた利用権の設定であること。
- (2) 3年以上の存続期間を有する利用権の設定であること。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された市内の農業振興地域内の農地に係る利用権の設定

であること。

- 2 過去に奨励金の対象事業となった利用権の設定の期間満了後、当該農地について第2条に定める交付対象者のいずれかが異なる者で再度利用権を設定する場合は、奨励金の対象事業とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用権の設定が次のいずれかに該当する場合は、奨励金の対象としない。

- (1) 世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。）の間での利用権の設定
- (2) 設定されている利用権をその存続期間中に解約し、当該利用権の設定を受けていた者に対して行われる利用権の設定
- (3) 前2号に定めるもののほか、農地の効率的な利用を促進すると認められない利用権の設定等、法及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨及び内容に則しているとは認められない利用権の設定

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める存続期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 3年以上4年未満 農地の面積1平方メートル当たり5円を乗じて得た額
- (2) 4年以上5年未満 農地の面積1平方メートル当たり7円を乗じて得た額
- (3) 5年以上 農地の面積1平方メートル当たり9円を乗じて得た額

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（申請手続）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市農地利用集積促進奨励金交付申請書（第1号様式）に当該農地に係る利用権設定等通知書の写しを添付して、当該年度の3月20日までに市長に提出しな

ればならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、春日井市農地利用集積促進奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による決定をした後、申請者の請求に基づいて奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 行われた利用権の設定が、存続期間中に解約されたとき。
- (3) 利用権設定された農地が、存続期間中に適正な管理が行われていないとき。

2 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、当該農地が崩壊した場合、土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 奨励金の交付を受けた者は、第1項第2号に該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(現地確認)

第9条 市長は、奨励金の交付対象となった農地について年1回以上現地確認を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成22年10月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(春日井市農地流動化奨励金交付事業実施要領の廃止)

2 春日井市農地流動化奨励金交付事業実施要領（昭和62年1月5日施行）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 第8条の規定は、前項の規定によりこの要綱が廃止された後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市農地利用集積促進奨励金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市農地利用集積促進奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市農地利用集積促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住所

氏名

㊟

春日井市農地利用集積促進奨励金交付申請書

農地利用集積促進奨励金の交付を受けたいので、春日井市農地利用集積促進奨励金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 利用権の設定面積 m^2

2 添付書類 利用権設定等通知書の写し

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市農地利用集積促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農地利用集積促進奨励金については、次のとおり交付することに決定します。

1 奨励金の額 円

2 奨励金の交付対象 m^2